

平成19年第3回定例会の概要について

H19.10.23 文化振興室

本会議（一般質問）について

【一般質問（10月2日）】

- 1 質問者：奥野 英介 議員（伊勢市 自民党青雲会）
- 2 質問事項：観光振興と博物館誘致について

伊勢には、神宮徴古館や神宮農業館、神宮美術館などの施設がある。また、伊勢は、県内の観光入込客数も多い地域である。このような背景のもと、伊勢（志摩）は、現在県が検討している新博物館の立地場所として適地と考えるが、その可能性はないのか。

3 答弁（知事）

文化審議会の「新博物館のあり方部会」では、まず、県立博物館に求められる性格や役割、機能等についてしっかりとご審議いただいております。新博物館の立地場所にかかる考え方については、今後検討いただく「新博物館のあり方について」の検討項目となっています。

県としましては、審議会の検討内容をもとに、文化振興の重要な拠点の一つとして、新博物館に求められる性格や役割、機能等から最も適切な立地場所を選定していきたいと考えています。

総務生活常任委員会について

- 1 期日：平成19年10月15日（月）
- 2 説明事項：平成20年度の組織見直しについて
(1) 生涯学習業務の移管と「生活・文化部」の設置について

見直しの考え方

生涯学習を含めた総合的な文化施策を推進するため、教育委員会が担っている生涯学習業務を知事部局（生活部）で実施するとともに、生活部を「生活・文化部」とし、県民にとってよりわかりやすく、充実した施策の推進を図っていきます。

これにより、生活部が所管する総合文化センターと、教育委員会が所管する博物館、美術館、図書館、斎宮歴史博物館、生涯学習センターを一体的に担当することとなり、それぞれの機能を整理し連携して事業を推進することで、文化芸術活動や生涯学習活動を行う県民のサービス向上、地域の文化の発展・向上につなげていきます。

教育委員会から移管する業務

- 1) 生涯学習の企画、調整等
- 2) 生涯学習に関する情報の収集・提供
- 3) 施設の管理運営

（博物館、美術館、図書館、斎宮歴史博物館、生涯学習センター）

施設を運営する形態

博物館等については、社会教育法等の関係法令により教育委員会の所管とされていること、また、その運営にあたっては教育委員会の連携・協力を得て施設運営を行う必要があることから、知事部局と教育委員会が「共管」する施設としますが、その管理運営は知事部局が一元的に行っていきます。

法手続き上は、教育委員会に条例改廃等の一定の権限を残しつつ、知事部局が円滑な施設の利活用を行っていく方法として、地方自治法第180条の7により、教育委員会から知事部局へ権限を「事務委任」することといたします。

【教育委員会】 施設条例

【生活部】 権限、施設運営等

3 質疑事項

【博物館の財源、立地場所について】

- ・（質疑）財源や建物に対する当局の姿勢が不明確である。
（部長）実際に博物館の建設的な財源が必要なのは3年後ぐらいになると思う。
予算フレームは総務部と議論していく。
- ・（質疑）財源の問題やファイナンス（資金調達）の問題などが来年度は議論されていく。いわゆるオプチュニティコスト（機会費用）の観点を議論していくことが、県民への説明責任につながると思う。3年後の財源の問題についても、機会費用的な説明が必要になってくる。
（部長）予算フレームが示されて来年度の予算編成にかかっているが、大変厳しい。建設費を計上するときは、博物館をつくるという決断を県も議会も県民もしていただくことが必要だと思う。そういう中で集中と選択という決断が必要になる。具体的な予算の捻出方法については、これから検討して最終的な財源調達について整理していく。
- ・（質疑）博物館の立地場所の検討についても、空間・ソフト的なものとなるのか、地域の拠点となるのか、県としてのイメージはどうか。
（部長）審議会では、立地場所についての具体的な提案はないと考えている。「三重の文化振興方針」と「博物館のあり方に関する基本的な考え方」に示される博物館の性格や役割を最も体現しやすい場所での建設ということが意見されることになると思う。
- ・（質疑）財政フレームについては、将来にわたる県の財政計画もあり、総合調整を行ったうえで示すものである。審議会で示すのは難しいのではないかと。
（部長）審議会でも財源についてどうするかは、いろいろ出ると思うが、選択と集中については、最終的には執行部で整理して議会へ諮るものと考えている。

【組織の見直しについて】

- ・（質疑）博物館法では博物館は教育委員会が担当すると明記されているが、地方自治法の関係もあるが、法解釈で無理はないのか。
（部長）生活部が文部科学省と話をしたわけではないが、教育委員会が文部科学省と話をし、事務委任について、地方自治法180条の7に基づき問題はないと聞いている。
- ・（質疑）生活部に博物館や美術館を運営していくノウハウがあるのか。
（部長）生活部には今のところない。教育委員会とは協働してやっていく。施設の運営については、新しい文化振興方針の中で連携してやっていくほうが効果も出てくるという意見があるので、施設運営についてはこちらからリーダーシップをとってやっていく。

【新博物館の形態について】

- ・（質疑）新博物館が建設されるとなると、登録博物館にする気持ちはあるのか。
（副部長）今回の新博物館については、必ずしも博物館法にこだわらないということからスタートしている。登録博物館とするか否かは審議会の議論のなかで決めていきたい。

登録博物館制度については、現在、その問題点などについて国で議論されていると聞いている。議論の動向を見守っていきたい。

議会における検討について

1 これまでの経緯

政策討論会議（岩名座長ほか12名の議員で構成）は「新博物館構想」をテーマに、7月5日から9月25日まで7回にわたり開催された。

10月4日の全員協議会で「新博物館整備にかかる基本的考え方」を議会の総意としてとりまとめられた。

10月11日の代表者会議で、知事への提言の取り扱いについて諮ったうえで、10月18日に正副議長から知事へ提言が行われた。

2 政策討論会議「新博物館整備にかかる基本的考え方」の概要

議会案の特徴

- 調査研究機能・学習支援機能を強調している点が特徴となっている。
- ・役割2（調査・研究）として調査研究活動を通じて、環境問題等地域課題の解決に貢献する。
 - ・役割4（学習支援）として子どもから大人まであらゆる人たちが学べる場を提供し、そうした人の参画、交流により新しい文化の創造を促す。
- 立地場所、事業費について、早期の検討事項として特に取り上げられている。

3 議会の主な意見

【10/4 全員協議会】

- ・私の地元では、道路の草刈りの予算もない中で、なぜ、博物館なのかという意見もあり、賛否両論である。大事なのは、なぜ、今新しい博物館なのかということである。
- ・閉館となった現博物館をどうするのか。建設は先になるので、この点も議論していくべき。
- ・現博物館については、そのとおり。閉館は予想外であった。図書館2Fでの展示で今までの使用団体も困っているとのことで、知事に対してお伝えしたい。

2Fの文学コーナーは暫定的に博物館の企画展示に使用。

【10/11 代表者会議】

- ・代表者会議において、「議会としては、審議会の答申を受け、県が『新博物館のあり方について』を策定した段階で、知事と議論していくこととする」と議長が総括。

【10/18 新博物館整備に関する議会の提言】

- ・議会の中に政策討論会議を設置して、会派の枠を超えて、博物館への思いや意見を出し議論してきた。知事がマニフェストで博物館の整備を出されたので、知事構想の対案としてまとめた。議会の総意として重く受けとられて、今後の検討に盛り込まれたい。